

2016年9月13日

森脇ひさき

(森脇議員)

昨年9月19日に安保法制（戦争法）が強行されてもうすぐ1年になります。稲田防衛大臣は、南スーダンに派遣する自衛隊部隊に「かけつけ警護」など新しい任務を与えるための訓練を命じました。これをうけイギリスのロイター通信は「第2次世界大戦後始めて、海外での軍事行動で自衛隊が戦闘に巻き込まれるおそれがでてきた」と報じました。自衛隊の方々を道理のない戦争の犠牲にしてはなりません。私ども日本共産党は、平和を願う多くの方々と力を合わせ、憲法と平和を守るたたかいをいっそう大きく展開する決意です。

先の参議院議員選挙は、戦後初めて野党と市民が全国規模で選挙協力をおこなうという歴史的選挙となりました。全国32の定数1のすべての選挙区で野党と市民の統一候補が実現し、そのうち11の選挙区で勝利しました。岡山のように当選には至らなかった選挙区でも、比例代表選挙での野党各党の得票合計よりも選挙区の得票が大きく上回ったことにみられるように、市民と野党の共闘効果が大きく発揮されました。選挙の結果は、残念ながらいわゆる改憲勢力が多数の議席を占めることとなりました。しかしこれは、憲法問題など大事な問題を国民に語らずに得た多数です。選挙の時は隠し通し、選挙が終わると暴走を加速する、「だまし討ち」のような政治は絶対に許されません。日本共産党は、市民と野党の共同の運動をもっともっと大きくするために、今後も誠心誠意努力し、安倍内閣の暴走をストップさせるために全力をあげる決意であります。

それでは質問に入ります。まず、知事の政治姿勢についてうかがいます。

1つは、国の政治との関係です。この4年間、国の政治に関して、県民のみなさんから大きな反対の声や運動が起こった問題がいくつかありました。消費税の増税、医療や福祉分野の負担増と給付削減、TPPに向けた動き、原発の再稼働、そして今年の安保法制（戦争法）などがその代表的なものです。知事は、これらどの問題でも異議をとらえたことはなかったように思います。私は、地方自治というは、住民のいのちと暮らしを守ることを使命とし、それを脅かすものに対しては、住民の立場で毅然と声をあげることが重要だと考えていますが、知事のご所見をおうかがいします。

2つめ、知事は「県民が笑顔で暮らせる生き生き岡山」をめざすとし、力を持ったところにしっかりと支援をしながら、その果実を県民にゆきわたらせるというようなことを述べておられます。この考えは、失敗が明瞭なアベノミクスそのものではないでしょうか。

県民にまわってくる保障がありません。私は、県民の暮らしを直接応援する県政に転換することを強く求めます。知事のご所見をおうかがいします。

次に、知事が力をいれている教育の分野についてうかがいます。

教育を良くしてほしい、これは県民のみなさんの共通の思いであることはまちがいありません。しかし、この4年間、知事が力をいれてこられた教育とは何だったのか、今一度振り返る必要があると思っています。全国学力テストで10位以内をめざし、繰り返しの過去問練習、小学校4・5年生及び中学校2年生のたしかめテスト。そして成果をあげたら奨励金と、常に成果を求めるとともに、おちついた学習環境づくりとして、警察の力も借りた規範意識の向上にとりくむなど、競争と管理がいつそう激しくなっています。このような学校現場では、先生方も子どもたちも苦しくなるばかりではないでしょうか。私は、一人ひとりが大切にされ、どの子も学ぶ喜びが大きくなるような、学ぶことが楽しくなるような方向に教育環境を整えることこそ行政の責任だと考えます。そのためには、正規の先生を増やすことを最優先の課題にするべきではないでしょうか。この課題にどのように取り組むべきか知事のご所見をおうかがいします。

7月に発表された「新晴れの国おかやま生き生きプラン（仮称）」骨子では、教育に関する戦略プログラムに「グローバル人材育成」を加える提案がされています。知事は、このプログラムのために、どの程度の予算を使い、どのくらいの人材を投入し、どのようなところに力を入れようと考えておられるのか、現時点での考えをお示してください。私は、単に経済のグローバル化に役立つ人材育成の教育でなく、国際理解、人権、多文化共生などの視点をしっかり取り入れる必要があると考えますが、その位置づけについても、あわせてご所見をおうかがいします。

次に、生活困窮者自立支援制度についてうかがいます。

ご存知のとおりこの制度は、生活保護にいたる前の段階で、自立に向けた支援を強化するために、昨年4月から本格施行され、福祉事務所を設置している自治体に必須とされている自立相談支援および住居確保給付金と、任意とされている就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援および学習支援などの事業からなり、一人ひとりの状況に応じ計画的に支援することとされています。

山形大学の戸室健作准教授の調べによると、2012年の岡山県の貧困率は20.6%で、全国平均18.3%を上回り、20年前に比べると9.8%も増えています。この増加率は全国10位というたいへん深刻な状況がみてとれます。ところが、岡山県の生活保護の捕促率は、2007年度で11.5%、これも全国平均14.3%より低く、調査開始の1992年に比べて減少しています。これは、生活保護基準以下でありながら、保護を受けることなく暮らしている方が少なくないと考えられることから、生活保護制度を充実させるとともに、諸事情で生活保護の対象とならない方に対しては自立支援制度などの

充実が必要ということを示していると思います。

県下市町村の生活困窮者自立支援制度の実施状況をうかがいますと、必須事業は福祉事務所を設置している全市町村でおこなわれていますが、任意事業を実施している市町村はあまり多くありません。現時点でのこの到達について、どのように考えておられるでしょうか。今後、実施市町村を拓げるためには、市町村が事業実施するうえで何がネックになっているのかなど、県がていねいに掌握するとともに、場合によっては、県として人や財政面など具体的な支援が必要ではないかと考えます。あわせて保健福祉部長にうかがいます。

私の経験で恐縮ですが、4年前、知り合いの不動産屋から、半年ほど家賃が滞って困っている人がいると相談を受けました。行ってみると、事情で働く意欲をなくし、食べるものも食わず、エアコンもいれず、部屋に引きこもって、立つこともままならない状態になっていました。すぐに医療機関につなぎ、しばらく入院して体調が回復し、アパートに戻りましたが、半年後、残念ながら今度は亡くなって発見されました。預金があったために生活保護の対象とならなかつたり、他の相談所へ行くことを本人が拒んだり、適切な支援に結びつけることができなかつたことを今でも悔やまれます。

生活困窮者自立支援制度は、単に経済的自立だけでなく、日常生活自立や社会自立など、その人の状態に応じた支援をおこなうこととされています。生活保護の抑制だけを目的にせず、幅広く必要な支援をおこなう視点が大切だと思いますが、いかがでしょうか。また、自立支援にとりくみながら、生活保護を受けざるを得ない事態になった場合、あるいは相談を受けた時点でも保護が必要な場合には、保護の窓口につなぐようにすべきだと思いますが、あわせて保健福祉部長のご所見をうかがいます。

この項最後に、生活に苦しんでいる方々を発見する行政側の努力も必要ということです。たとえば税や国保料などの滞納、水道や電気・ガス料金などの滞納、家賃の滞納などがあつた場合、市町村の担当課や民間事業者の協力を得て把握することも可能です。滞納解消だけでなく、生活苦が疑われる場合、自立支援の窓口へ結び付けるとりくみも必要と考えますが、いかがでしょうか。保健福祉部長にうかがいます。

また、この制度による支援を充実させるためには、予算や人の配置が必要です。この点で知事のご所見をおうかがいします。

次に、若者応援の政治についてうかがいます。

まず、教育の分野ですが、岡山県出身の大学生が卒業後、県内企業に就職すれば返済しなくてもよい奨学金を創設してはどうでしょうか。能力と意欲のある若者が、経済的な理由で高等教育を諦めてしまうことは日本の未来にとっても大きな損失ですし、奨学金を借りて進学する場合、卒業後の返済で借金地獄に陥れるようなことは一刻も早く改善が求められる課題です。国において給付型奨学金の議論も始まっているところですが、県独自で創設することによって、優秀な人材を県内で獲得する大きな効果もあります。知事にご所

見をおうかがいします。

次に、雇用の分野では、正規雇用の拡大と賃金引き上げのために、県として直接企業を支援する仕組みが必要だと思えます。これまで県は、中小企業に対し、人材育成や経営革新、働きやすい環境づくりの意識醸成を通じた職場環境の改善など様々な支援を行っています。これらが雇用の維持・拡大、労働条件の改善、賃金の引き上げなどに結びついているか実態を把握されているのでしょうか。また県の支援策が中小企業の経営安定にとっても、労働者にとっても、よりよい制度になるよう、従来の中小企業支援制度に加え、正規雇用の維持・拡大と賃金引き上げへの企業に対する助成、さらに小規模事業者が事業を継続するための支援などを求めますがいかがでしょうか。併せて知事におうかがいします。

次に小規模火力発電所の環境保全対策についてうかがいます。

水島コンビナートでは、来年以降2基の小規模火力発電所の稼働が予定されています。1基は出力11万キロワット、燃料は石油精製過程で発生する副産物である石油コークス、生み出した電力は工場内で消費するとともに、余剰分は新電力として他の企業へ売電するとのことです。別の1基は出力11万2000キロワット、燃料は、安価だが大気や地球温暖化への影響が大きい石炭です。生み出した電力は新電力への売電を計画しているとのことです。

石油コークス火力発電の方は昨年、県条例にもとづき環境影響評価が実施されました。しかし、本来もっと重要視しなければならない石炭火力発電の方は環境影響評価がありませんでした。岡山県の環境影響評価の実施対象が、排出ガスの量が「10万N立方メートル/時」以上増加する施設とされています。今回、石炭火力発電を設置する工場では、発電施設の新設と同時に別のボイラーやプラントを廃止する計画があり、差し引きすると排出ガスの増加は「10万N立方メートル/時」以下になるということで、環境影響評価の対象外とされました。

県に提出された資料をみますと、確かに、大気汚染物質の排出量は、事業実施後は実施前よりも減少することとなっています。しかし、減少するとは言え、その排出量は、今回石油コークス発電を設置する工場に比べ、硫黄酸化物は2.1倍、窒素酸化物は3.2倍にもなっています。これだけ大量の汚染源となる施設が環境影響評価の対象外になるというのはどうも納得できません。環境影響評価ができるよう対象要件の見直しが必要ではないでしょうか。環境文化部長にうかがいます。

環境省が2014年10月に作成した「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン」では、「小規模火力発電所では、安価な石炭火力が採用される可能性が高い上、環境影響評価法の対象とならない小規模火力発電所においても、その設置・稼働数が増加すれば大規模な火力発電所に匹敵する著しい環境影響を及ぼすおそれがある」ことが指摘されています。また、ガイドラインでは、環境に悪影響を及ぼす窒素酸化物等の排

出量の低減、温室効果ガスである二酸化炭素の排出を工場全体の対策で相殺するなどの対策を検討することが重要と書かれています。今回の石炭火力発電所について環境影響評価はされなかったものの、県との協定にもとづく事前協議が行われています。その際、ガイドラインに記載されているような検討を指導されたのでしょうか。環境文化部長にうかがいます。

最後に、温室効果ガスの削減対策についてうかがいます。

昨年末の国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議（COP21）で決まった「パリ協定」は、人間活動が原因となった温室効果ガスの排出を今世紀までに「実質ゼロ」にすることなどを盛り込みました。先日、世界の排出量の約 4 割を占めるアメリカと中国が「パリ協定」の批准を共同で発表しました。これにより「パリ協定」の発効が加速されることとなります。日本は、2030年度に2013年度比で26%削減する目標を決めましたが、これは「京都議定書」が基準とする1990年比18%の削減にしかありません。今年5月におこなわれた参議院での参考人質疑で、地球環境市民会議の上園昌武氏は、「『パリ協定』合意をふまえれば1990年比で少なくとも40%以上の削減に引き上げるべきだ」と指摘しています。本当に思い切ったとりくみが必要ということですね。

岡山県でできることとして、たとえば、大量排出企業に資金の協力をお願いし、それを基にした基金を活用し、個人宅に太陽光パネルを設置する際の助成や、中小企業・小規模事業所の省エネ設備や再生可能エネルギー導入の助成をおこなうなど、再生可能エネルギーへの転換をすすめるための仕組みをつくるのが考えられますが、いかがでしょうか。また、東京都では排出量取引制度の導入も功を奏し、多くの事業所で大幅な削減に成功しています。岡山県でのとりくみにも生かす必要があると思います。今年度は「県地球温暖化防止行動計画」の改定も予定されており、思い切ったとりくみをお願いしたいと思いますが、知事にご所見をおうかがいし、1回目の質問を終わります。

（知事答弁）

共産党の森協議員の質問にお答えいたします。

まず、私の政治姿勢についてのご質問であります。

国の政治との関係についてであります。私は、これまで県民の幸せや安全・安心な生活の確保を最優先に、国との役割分担を踏まえながら、国政レベルのテーマについても、地方の立場から、国に対し働きかけを行ってきたところであり、引き続き、全国知事会等とも連携し、地方の意見を訴えてまいりたいと存じます。

次に、県政の転換についてであります。私は、県民福祉の向上には、教育再生と産業振興が不可欠との信念の下、全力で県政に取り組んでまいりました。

その結果、教育や産業はもとより、医療、福祉、子育て、防災対策、さらには中山間地域活性化など、様々な分野で、これまで蒔いてきた種が芽吹き、広がりつつある好循環の流れが加速しはじめていると考えており、引き続き、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」実現に向けた取り組みを推し進めてまいりたいと存じます。

次に、教育についてのご質問であります。正規教員の増員についてであります。教育県岡山の復活を目指し、高い目標を掲げ、落ち着いた学習環境の確保や、学力・向上等に取り組むとともに少しでも教員を増やしたいとの思いから、私自ら国へ教員加配を働きかけ、増員に努めてきたところであります。

今後、予算が限られている中で、正規教員のことも含め、学校の教育力の向上に努めてまいりたいと存じます。

次に、グローバル人材の育成についてであります。戦略プログラムでは、G7教育大臣会合での倉敷宣言の趣旨も踏まえ、豊かな語学力やチャレンジ精神、異文化の理解等の多様性を尊重する精神などを必要な資質と位置付け、様々な分野で主体的に活躍する人材の育成を目指しております。

このため、グローバル化に対応できる教員の育成や留学の促進等にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますが、予算や人員等につきましては、今後、予算を編成する中で検討してまいりたいと存じます。

(保健福祉部長答弁)

生活困窮者自立支援制度についてのご質問であります。

任意事業についてであります。現在、県内8市で13の事業に取り組まれているところであり、地域の実情に応じて実施の必要性が判断されたものであると考えております。

先般、市町村に対し、任意事業の先進事例などについて説明会を開催した際も、実施に向け支障があるという声は聞いていないところでありますが、引き続き、事業実施の参考となる情報を提供するなど、市町村の積極的な取組を促進してまいりたいと存じます。

次に、幅広い支援等についてであります。生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の段階で、生活困窮者一人ひとりの状況に応じて幅広く自立に向けた支援を行う視点で運用されるべきものであると考えております。

また、生活保護との連携については、多くの市町村において生活保護担当課が自立支援制度を所管しているところであり、担当課が別の場合にも、速やかに生活保護担当課へつなぐなど、適切な連携が行われることが重要であると考えております。

次に、困窮者の把握等についてであります。市町村では、福祉以外の部局においても、生活困窮が疑われる人を把握した場合には、必要に応じ自立支援の窓口を紹介するなど、税や保険料、公共料金の担当等と福祉部局との連携も図られているところであります。

また、電気等の民間事業者等へは国からプライバシーの保護に配慮しつつ協力するよう要請がなされており、県では、市町村に対し、この趣旨を踏まえた連携の強化について通知しているところであります。

(知事答弁)

次に、生活困窮者自立支援制度についてのご質問であります。

支援の充実についてであります。この制度は、生活困窮者の自立促進を図ることを目的として、昨年度から導入されたものであります。

県では、制度開始に合わせて、各県民局に主任相談支援員や就労支援員等を配置し、生活困窮者の支援に取り組んでいるところであります。今後とも、適切に人員配置や予算配分を行ってまいりたいと存じます。

次に、若者応援の政治等についてのご質問であります。

独自の奨学金の創設についてであります。県では、昨年度、県内に就職する学生を支援する岡山就職準備資金制度を設け、また、国では、現在、給付型奨学金の創設に向けた検討がなされているところであります。

こうしたことから、独自の奨学金の創設は考えておりませんが、今後、国の動向を注視するとともに、就職準備資金制度の積極的な活用を図ってまいりたいと存じます。

次に、中小企業支援等についてであります。実態把握については、企業への事後調査等を通じて、賃上げや正社員転換などの処遇改善、雇用拡大について、一定の成果が得られたものと考えております。

また、雇用の・維持・拡大や賃金引上げへの助成については、国が行う雇用保険制度の中で議論されるべきものであり、県としては、引き続き、商工会などと緊密な連携を図り、小規模事業者の事業継続に対して、きめ細かな支援に努めてまいりたいと存じます。

(環境文化部長答弁)

お答えいたします。

小規模火力発電所の環境保全対策についてのご質問であります。

まず、環境影響評価の対象要件の見直しについてであります。老朽化した既存施設

の廃止や高効率な設備の導入等の企業努力を促すことにより、環境への負荷低減が促進されることから、火力発電施設の設置をはじめとする工場・事業場の新設の規模要件を、全体としての排出ガス量の一定以上の増加で規定しているものであります。

このことは、環境と経済の好循環にもつながるものであり、要件についての見直しは考えていないところでございます。

次にガイドラインによる指導についてであります。事前協議にあたっては、施設のスクラップアンドビルドによる窒素酸化物等の排出量の低減を指導するとともに、二酸化炭素については、熱バランスの最適化、エネルギー効率の高い機器の導入などにより工場全体として排出量の削減に取り組むよう指導しております。

以上でございます。

(知事答弁)

最後に、温室効果ガスの削減対策についてのご質問であります。

再生可能エネルギーへの転換等についてであります。県では、これまでも住宅用太陽光発電の設置補助などの取組を進めてきたところであります。

ご提案の、大量排出企業の資金協力による仕組みまでは考えておりませんが、再生可能エネルギーの普及拡大に向け、地域資源の有効活用や、災害時も含めたエネルギー自給等の視点からも、県民や事業者等のニーズを踏まえた効果的な支援策を検討するなど、一層の取組推進を図ってまいりたいと存じます。

次に、排出量取引制度の導入等についてであります。お話の制度の導入については、企業の負担など課題も多く、国においても議論されているところであり、慎重に対応すべきと考えております。

削減のための具体的な取組については、県の行動計画を見直す中で、有識者等の意見も聞きながら、県民や事業者など各主体の積極的な行動を促す効果的な取組となるよう、しっかりと検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

## 再質問

(森協議員)

それではいくつか再質問させていただきます。

最初は知事に対してなんですけれども、一般論での答弁ということになりますと、当たり障りのないといいたいでしょうか、非常によいとまでは言いませんけれども、納得できる答弁が返ってくるんですけれども、いざ具体的な施策となったらなかなか進まないとい

いう状況がこの4年間続いてきたように感じるんですね。

(国に対して意見をという点では)例えば、消費税の増税や社会保障の削減に対して、知事の答弁というのは国が説明している内容そのものなんです。県民のみなさんから寄せられている、生活が苦しくなることに対して「県が応えてください、そのこと(生活が苦しくなること)を国に伝えてほしい」、こう言ってもこれはなかなか知事から国への意見表明というのはありませんでしたよ。

また、安保健制の問題でもですね、これはもう反対の世論というのは大きく盛り上がりました。これについて、知事は「答弁しない」ということでしたよね。だから十分国に意見を求めているという、そういう部分もあるんでしょうけれども、住民の命とくらしに係る大きな問題で、意見を述べていないということが大問題だと思います。この点については認めるべきだと思います。いかがでしょうか。

正規の先生を増やすという点です。この答弁も、先ほどの答弁だけ聞けば、頑張ってくださいよということになるかもしれませんが、当然頑張ってもらわないといけないわけですが、前回の議会(6月議会)で須増議員が、非正規率が増えているという問題を指摘しました。4年前知事が最初に答弁に立たれたときにも、私と同じような質問をしておりますよね、その時は教育長から非正規の比率を下げるように努力をしたいという答弁だったわけですね。それを知事も聞かれていたと思うんですが、結果として4年間増えていないと、その原因はいろいろ前回の議会でも議論がありましたけれども、今回それを踏まえて「努める」という答弁だったと思いますが、非正規割合を減らすことを努力されるということによろしいでしょうかね、その点(再度答弁を)よろしくおっしゃりたいと思います。

もう一つ、若者支援の関係で、県内に就職すれば就職準備資金の制度を作っていました。これは非常に喜ばれていると思いますし、我々から見ても嬉しいことです。ただ残念なことは、これも償還が必要な制度になっているんですね。一旦借りて、返済をしなければならない制度なんです。これをもう少し拡大をされて、給付制にするというのも一つの手だと思うんです。もっと規模も金額も引き上げてほしいという思いはあるんですけども、まず(給付制度を)つくるという点では、これ(就職準備資金の制度)を給付制にするということを考えられないものでしょうか、その点をお伺いいたします。

保健福祉部長にお伺いをいたします。

生活困窮者自立支援法は幅広く制度を利用できるということで、市町村の窓口もそういう思いで携わっていただきたいということをしつかり伝えてほしいと思っております。

質問はですね、滞納が生じた場合の行政間の連携というのはあるんでしょうけれども、これもっと意識するように担当の窓口に伝えるということ、それと民間事業者はどこどこを対象にしておりますか。水道は公立ですけど、電気、ガスぐらい思いつくんですけども、例えば家賃の滞納、不動産ここにも声がかかっているのでしょうか。家賃の滞納だから出て行けという通知を出す不動産が、不動産や家主さんの思いから見ればそうかもわかりませんが、生活再建にこぎ着ければ滞納も解消できるということなんか踏まえれば、そこからもそういう相談ができるような状況をつくってもいいんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。この点（答弁）お願いいたします。

最後に、火力発電所についてですが、グラフをつくってみました。お配りさせていただいておりますが、上側が石油コークスによって今回火力発電設置している企業の 21 年度から 26 年度までの温室効果ガスの排出量ですね。下は石炭による火力発電を設置する企業の同じものです。

これを見ますと、石油コークスの方はほとんどこの 6 年間、CO<sub>2</sub> は減っていないという状況が見て取れますし、ここは原単位での削減目標掲げているんですが、原単位の目標もあまり下がっていないということが見て取れると思うんです。さらに石炭の方は、23 年度から 25 年度まで若干下がっている、これは景気の影響などもあって生産が縮小したということです。生産が回復したらまた上がっているという状況ですよ。確かに 3 割ぐらい減らす努力はされているのはよくわかりますけれども、今度新たに火力発電所を設置することによって、この CO<sub>2</sub> がどの程度増えるのか、それを相殺するために、企業としてどういう取り組みをするのか、具体的な要請はされたんでしょうか。大気汚染の酸化物も同じです。

そういう具体的な話を詰めてこられたのかどうかということをもう一度お伺いしたいと思えますし、もう一つお伺いしたいのは、評価制度の対象基準なんですけれども、確かに（縮小・更新という）企業努力を促すためにそうしているんだというのはわからないわけではないですけれども、（環境影響）評価をすることによって、企業努力が損なわれるのか、これが障害になるのかということですね。私そうならないと思います。評価の中で意見を聞き、そして住民の皆さんの声や専門家の皆さんの意見も聞き、廃止できるものがあれば廃止するべきでしょということ、あるいは評価の過程において企業はそういう努力を評価の材料として提供すればいい話であって、それを促すことの障害になるというふうには決して思わないんですけど、いかがでしょうか。（環境影響評価の）対象要件を見直すべきだと思います。以上お願いします。

（知事答弁）

再質問にお答えいたします。

国に対して意見を述べていないじゃないかということではありますが、私としてこれは

意見を言わなければいけないということについては、自分なりに意見を言っているつもりでございます。例えば、数年前でありますけれども「地方は人件費の削減ができていないじゃないか」ということで、半ば強制的に人件費の削減を求められた、「いやしないんだったらいいんですよ、しないということは随分お金が余っている」ということで、「そちらに回す他のお金を減らします」ということがあったわけでありまして、実際には例えば岡山県庁 6000 人弱の職員を 4000 人弱に減らしたりですとか、それぞれの給与をカットして何とかしのいでいたわけでありまして、そんな無駄がいっぱいある、私選挙の前には無駄あるんじゃないかなと思っていたわけでありまして、かなり厳しい中でやってるぞということについてはいろいろな場所で繰り返して申し上げたところでございます。これからは私が「これは必要だ」と思ったときにはしっかり国に対しても意見を申し述べていきたいと考えております。

また、正規教員と非正規教員の比率につきましては、これは教育長の権限でありますのであまり私がコメントをするべきかどうかわかりませんが、ただ私とはとにかく現場の教育力を上げたいという思いでございまして、例えば現状を今の状態から何かちょっとでも現場の忙しさを何とかしたいということで、いい非正規の方が 1 人いらっしゃってその方が 1 人増えた場合は、1 人余分に配属された学校は多分助かるんだと思っておりますけれども、数字上非正規比率は上がるわけでありまして、ですから非正規比率が上がることイコール悪だというふうには短絡できないのかなと、私自身は考えております。

いずれにしても、限られた資源を使っていかに現場を支援するかということを頑張っていきたいと思っております。

最後の岡山就職準備資金制度につきましては、これは給付制にすべきじゃないかというお話でございしますが、利用するサイドからすれば当然貸与制よりも給付制の方がありがたい、これはもう明らかでございしますが、制度は始まったばかりであります。是非この制度を皆さんに使っていただいて、その意見も合わせてこれからいろいろな制度設計について改善の必要があるなら考えていきたいと考えております。以上でございます。

(環境文化部長答弁)

再質問にお答えいたします。

評価の対象を見直すべきと思うがどうかということとその前提として事前協議でちゃんと指導したのか、具体的な中身はどうかというお話でございします。

まず事前協議でございしますが、特に温室効果ガスの関係につきましては、やはり単体では増加することはありまして、熱バランスの最適でありますとかエネルギー効率の高い機器の導入、あるいは節電とかそういったことを指導しまして、CO<sub>2</sub>の削減をお願いをしました。計画の中で平成 17 年度比 40%の削減をするということで書かれており

まして、一応 27 年度は達成したとお聞きしております。今回の機器によりまして、この目標は機器の入れ替えによって全体では達成していくとお伺いしております。

次に（評価の）対象とすべきではないかという点でございますが、確かに石炭火力発電は、他の火力発電に比べても非常に環境負荷が高い側面はあるんですが、高効率の設備の導入でありますとかストラップアンドビルトといった形での工場全体で負荷が低減されるといったケースもかなりあるということで、そういったいろんなケースに応じてやっていくということが大事かと思っておりますので、全部を対象にするというのはなかなか今考えておりません。要するに事業活動の拡大とですね、排出を抑えるという両方の環境と経済の領域という面を踏まえながら、できることできちっと指導していくということでやっていかせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

（保健福祉部長答弁）

森協議員の再質問にお答えいたします。

生活困窮者自立支援制度に関するご質問でございまして、その中の再質問といたしまして一つは、市町村窓口等において自立支援制度の趣旨をしっかりと浸透して対応すべきだということについてということがひとつ、もう一つは滞納が生じた場合の民間事業者、事業者等との連携という答弁をさせていただきましたその内容について、不動産事業者が入っているかということでございます。

生活困窮者自立支援制度これ自体昨年度始まったばかりでございます。各市町村がその中でしっかりと行われているというふうに思っております。そういう中で幅広く一人ひとりの困窮者の状況に応じて、自立に向けた支援がなされるよう、これは県の所轄している保健福祉事務所、町もありますので、県、市町村含めまして制度の趣旨を十分に認識して行われることが重要だというふうに思っております。

もう 1 点の滞納が生じた場合の、ということでございます。当然、税、公共料金等につきましても同じ市町村内等でございますので、先程申し上げましたように担当と福祉部局との連携というのが図られてるという風に理解しております。特に民間事業者になりますと、少し古い話なんですけど、平成 14 年ぐらいに資源エネルギー庁の方から、当時餓死事件ということもございました。そういうことも踏まえまして、生活困窮者と把握できた場合には料金未払いによる供給停止に関し柔軟な対応をとっていただくとともに、プライバシーの保護に配慮しつつ福祉部等との連携について協力いただくようということで、直接民間事業者の方に通知がいておりまして、逆に国の方からは県を通じて市町村にそういう通知がいているのでしっかりと連携をとってくださいという形になっております。直接の質問の不動産事業者が入っているかどうかということにつきましては、通知の元が資源エネルギー庁でございますので、基本は電力等を念頭に置いて

ているものというふうに認識しています。以上でございます。

(森協議員)

ご答弁ありがとうございました。再々質問をさせていただきたいと思います。

最初に知事の国への意見ということでよくわかりました。必要なものは意見を言うけれども、我々が指摘した問題というのは必要ないということだから意見を言ってなかったというふうに解釈いたしましたので、そういう風に理解をさせていただきたいと思います。これは答弁はよろしいです。

答弁いただきたいのは、非正規の比率です。これは再質問でも紹介しましたように、教育長自身が「非正規率が増えることによって、いろんな弊害が出ています」という答弁があったと思うんです。その考えは今でもお変わらないんじゃないかなと思ってるんですけれども、個々の先生方というのはほんとに現場で一生懸命努力されているのはよくわかるんです。非正規とはいえどもですね。それが悪だと言っているわけではありません。教育全体として、いろんな弊害が出ているじゃないかと、実際に。その問題を解消するという点で、非正規の職員の解消（正規教員の増員）というのは非常に大事な点だというその認識、またそれにしっかり取り組む意志が、（知事に）あるのか、ないのかということをおっしゃるので、再度この点について答弁をお願いをしたいと思います。

生活困窮者自立支援制度というのは、貧困に陥る、紹介した山形大学の先生のデータでも貧困率の拡大はワーキングプアの拡大というデータもあります。補足率についても下がっているというデータも紹介されております。（貧困は）その人本人の問題じゃない、自己責任じゃないわけですね、行政全体で支えていくという視点が大事だろうと思っております。

また発見という点で、不動産事業者にはまだアクションがないんだろうと思っておりますけれども、是非今後検討の対象の一つとして、他にもあるかもわかりませんが、そういう可能性があるところも含めて広げていただいて、そしてそこで発見されればしっかりとした支援を行政一体となって講じていくという取り組みに道を開いていただきたく思いますので、よろしくお願いします。

最後、環境影響評価の対象についてももう一度質問するんですけれども、私が言ったのは、それらの努力（ストラップアンドビルトなど）が、（評価の）対象を広げることによって損ねることになるんですかということ、障害にはならないでしょうと思うんです。環境影響評価の議論をする際に、その点（ストラップアンドビルトなど努力している点）をしっかりと企業の側から提案してもらってやっていけばいいことであって、決して環境影響評価の対象を広げることが、そういう（企業努力の）障害にならないと思います。

が、その点どうでしょう。今後検証するつもりがあるのかどうかも含めてご答弁お願いしたいと思います。以上です。

(知事答弁)

教員の非正規の問題について、取り組む考えがあるのかという再々質問でございますが、個別具体的に、どういうふうに教員を採用し、配置するかということは教育長がすることですので、私とすればとにかく今ある限られた資源を最大限有効に使ってほしいということですので、教育長にはしっかり取り組んでもらいたいと考えております。以上でございます。

(環境文化部長答弁)

再質問にお答えいたします。

対象を広げることが支障にならないのではないかと、あるいはそれについてきちっと検証すべきではないかというご質問にお答えいたします。

アセスが不要となってですね、そうすると環境対策が十分でなくなる、施設がそういったきちっとした導入されなかったり、環境負荷が増えるとかそういったことをご心配かと思うんですが、仮にその評価をしなくてもですね、火力発電所につきましては大気汚染防止法などの関係法令もありますし、今年度国の改定に基づいて、規定を下げたりして対象を増やしたりしておりますので、そういった諸々の法律を適用することによって、必要な対策はしていけると考えておりますので、当面要件の見直しはする予定はないということ考えているところでございます。以上でございます。

(保健福祉部長)

森協議員の再質問にお答えいたします。

生活困窮者の早期把握ということで様々な事業者も含めた連携が必要ではないのか、そのための取り組みはというようなご質問だという風に理解しております。

生活困窮者自立支援制度自体が生活困窮者の自立とともに生活困窮者支援を通じた地域づくりということを目的としております、理念として。そのため生活困窮者の早期把握のため地域の資源、すなわちソーシャルキャピタルといわれるような方々、民生委員とかあるいは愛育委員とかそういうようないろんな地域組織の見守りというものもございます。そういうことを通じて早期把握できるように努めてまいりたいと思っております。以上でございます。